

令和2年度

福井労働局の重点施策

(行政運営方針)

～ 誰もが安心して安全に働ける幸福度日本一ふくい ～



一乗谷朝倉氏遺跡 (唐門と薄墨桜)



厚生労働省 福井労働局
労働基準監督署・ハローワーク

令和2年度 福井労働局行政運営方針

福井労働局は、地域の総合労働行政機関として、利用者の立場に立った親切でわかりやすい窓口対応、事務処理の迅速化等「懇切・公正・迅速」なサービスに努めるとともに、労働基準行政、職業安定行政、雇用環境・均等行政が連携を密にしつつ、それぞれの専門性を発揮し、労働局、労働基準監督署、ハローワークが一丸となって、適時適切に対応していきます。

また、地域における行政ニーズに適切に応えていくため、関係機関及び関係団体等との連携を図るとともに「地方労働審議会」等において、公労使の意見等を把握し、行政運営に的確に反映するよう努めます。

☆ 厚生労働省認定マーク ☆



えるぼし認定企業のうち、女性の活躍が特に優良な事業主として特例認定を受けた企業が表示できます。（令和2年6月新設）



女性活躍推進法に基づき女性の活躍が優良な企業として認定を受けた企業が表示できます。愛称は「えるぼし」です。



くるみん認定企業のうち、さらに進んだ取組を行い特例認定を受けた企業が表示できます。



次世代育成支援対策推進法に基づき「子育てサポート企業」として認定を受けた企業が表示できます。
☆の数は認定を受けた回数です。



安全衛生優良企業に認定されると、厚生労働省のホームページで企業名が公表されます。また、安全衛生優良企業マークが名刺や商品等に使用でき、さまざまな場所でPRすることができます。



若者の採用・育成に積極的で、雇用管理の優良な中小企業を若者雇用促進法に基づき、厚生労働大臣が「ユースエール認定企業」として認定する制度のマークです。

毎月勤労統計調査に係る雇用保険、労災保険等の追加給付について

毎月勤労統計調査に係る雇用保険、労災保険、船員保険及び雇用調整助成金の追加給付につきましては、引き続き適正かつ着実に実施してまいります。

目 次

第1 働き方改革による労働環境の整備、生産性向上の推進

1 長時間労働の是正

- (1) 働き方改革に取り組む中小企業・小規模事業者等に対する支援 P 1
- (2) 長時間労働の是正及び労働条件確保・改善対策 P 2

2 安全で健康に働くことができる職場環境づくり

- (1) 労働災害の大幅減少と労働者の健康確保 P 4
- (2) 原子力発電所等に対する総合的な対策の推進 P 5
- (3) 迅速かつ公正な労災保険の給付 P 6

3 治療と仕事の両立支援 P 6

4 同一労働同一賃金など雇用形態に関わらない公正な待遇の確保、最低賃金賃金引上げに向けた生産性の向上等の推進 P 7

5 総合的なハラスメント対策の推進 P 8

第2 就職氷河期世代、高齢者、女性等の多様な人材の活躍促進、人材投資の強化

1 就職氷河期世代活躍支援プランの実施 P 9

2 高齢者の就労・社会参加の促進 P 10

3 人材確保支援の総合的な推進等 P 10

4 女性の活躍推進

- (1) 女性の活躍推進等 P 11
- (2) 仕事と家庭の両立支援の推進 P 12

5 新規学卒者・若者に対する就労支援 P 13

6 障害者の就労促進 P 13

7 外国人材の受け入れの環境整備 P 14

8 生活困窮者・特別な配慮が必要な者等への対策の推進 P 14

9 人材育成の強化 P 15

第3 労働保険適用徴収業務の適正な運営

1 労働保険の未手続事業一掃対策の推進と収納未済歳入額の縮減 . . . P 16

2 電子申請の利用促進等 P 16

第4 地方労働行政の展開に当たり留意すべき基本的事項

1 行政文書及び保有個人情報の厳正な管理並びに情報公開制度・個人情報保護制度への適切な対応 P 17

2 綱紀の保持、行政サービスの向上等 P 17

(2) 長時間労働の是正及び労働条件確保・改善対策

課題

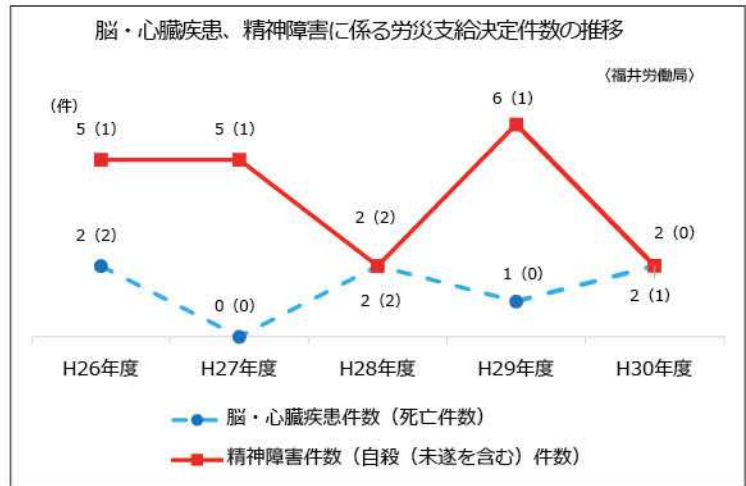
誰もが働きやすい社会の実現に向けた働き方改革を着実に推進するため、中小企業・小規模事業者等に対する支援を拡充するとともに、長時間労働の是正、最低賃金・賃金引上げ、同一労働同一賃金など雇用形態に関わらない公正な待遇の確保、柔軟な働き方がしやすい環境整備などにより、労働環境の整備を実施する必要があります。

重点事項

- ① 長時間労働の是正
- ② 労働条件の確保・改善対策

今後の取組

- ①-1 長時間労働の是正及び過重労働による健康障害を防止するため、各種情報から時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場及び長時間にわたる過重労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場に対する監督指導を引き続き実施します。



<平成30年4月から平成31年3月までの監督指導結果のポイント>

- (1) 監督指導の実施事業場： **264事業場**
このうち、209事業場 (全体の79.2%) で労働基準関係法令違反あり。
- (2) 主な違反内容【(1)のうち、法令違反があり、是正勧告書を交付した事業場】
 - ① 違法な時間外労働があったもの： 119事業場 (45.1%)
うち、時間外・休日労働の実績が最も長い労働者の時間数が
月80時間を超えるもの： 68事業場 (57.1%)
うち、月100時間を超えるもの： 45事業場 (37.8%)
うち、月150時間を超えるもの： 10事業場 (8.4%)
うち、月200時間を超えるもの： 2事業場 (1.7%)
 - ② 賃金不払残業があったもの： 10事業場 (3.8%)
 - ③ 過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの： 35事業場 (13.3%)
- (3) 主な健康障害防止に係る指導の状況【(1)のうち、健康障害防止のため指導票を交付した事業場】
 - ① 過重労働による健康障害防止措置が不十分なため改善を指導したもの： 184事業場 (69.7%)
うち、時間外・休日労働を月80時間以内に削減するよう指導したものの： 105事業場 (57.1%)
 - ② 労働時間の把握方法が不適正なため指導したものの： 48事業場 (18.2%)

(出典：令和元年10月23日付け 福井労働局公表資料)



今後の取組

- ①-2 自動車運送業、建設業における勤務環境の改善として、トラック運送事業については、荷主と運送事業者の協力による**取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン**の周知等を行い、荷主等の取引先と運送事業者の双方が労働時間改善に向け協力して取り組む機運を醸成します。
また、建設業では、生産性向上を図りながら**労働時間短縮に取り組むための助成金**の活用を促進するなど、長時間労働の是正、人材確保、安全衛生対策の推進等に向けた支援を行います。
- ①-3 働き方改革の推進に向けた中小企業における労働条件の確保・改善のため、監督指導の結果、親事業者等の下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）等違反が疑われる場合には、その通報趣旨を丁寧に説明の上、中小企業庁、公正取引委員会及び国土交通省に通報します。



今後の取組

- ②-1 事業場における基本的労働条件の枠組み及び管理体制の確立及び定着させることが重要であるため、労働基準関係法令の基礎的な知識や36協定届の作成支援等について周知を進めます。
- ②-2 賃金不払残業を防止するため、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」を周知徹底します。
- ②-3 技能実習生を含めた外国人労働者、自動車運転者、障害者等の法定労働条件を確保するため、関係機関と連携し、労働基準関係法令を周知するとともに、その遵守徹底を図ります。

<労務管理の支援関連サイト>

労務管理・安全衛生管理 WEB診断

スタートアップ労働条件

労働条件に関する
総合情報サイト

確かめよう
労働条件

■36協定届等作成支援ツール
労働基準監督署に届出が可能な画面を作成することができます。
<https://www.startup-roudou.mhlw.go.jp/support.html>

スタートアップ労働条件 検索 スマートフォン
タブレットでも

■36協定届の電子申請
36協定届や就業規則の届出など、労働基準法に係る届出等は、電子政府の総合窓口「e-Gov（イーガブ）」より、電子申請が利用可能です。電子申請を利用した場合、労働基準監督署の窓口にお越しいただく必要はありません。

労働基準法等の手続の電子申請については、厚生労働省のホームページにマニュアルや解説などを掲載しています。

労働基準法 電子 検索

【電子申請のマニュアル等を見るには】
「ホーム」>「政策について」>「分野別の政策一覧」>「雇用・労働」>「労働基準」>「事業者の方」>「労働基準法等の規定に基づく届出等の電子申請について」

電子申請に関する通達等も掲載していますので、ご参照下さい。

36協定届と36協定は別のもので、届出は電子申請等を利用した場合でも、36協定には過半数労働組合または過半数代表者の署名・押印が必要です。

労働条件学習クイズアプリ

RJパトロール!

労働環境に問題のある会社とパトロールし、NG発言を見つけた

App Store からダウンロード

Google Play で手に入れよう

- ②-4 最低賃金制度の適切な運営を図るため、経済動向及び県内の実情などを踏まえつつ、福井地方最低賃金審議会の円滑な運営に努めます。

また、最低賃金額の改定等について、最低賃金周知広報実施計画に基づき、県内の使用者団体、労働者団体及び地方自治体等の協力を得て、使用者及び労働者等に周知し、遵守の徹底を図るとともに、最低賃金の履行確保上問題があると考えられる業種等を重点とした監督指導等を行います。

福井県の最低賃金

区分	最低賃金の名称	時間額	効力発生日
地域別最低賃金			
すべての労働者と使用者に適用	福井県最低賃金	829円	令和元年10月4日
特定最低賃金			
右の産業に従事する基幹的労働者とその使用者に適用	福井県紡績業、化学繊維、織物、染色整理業最低賃金	830円	令和元年12月24日
	福井県繊維機械、金属加工機械製造業最低賃金	874円	
	福井県電気機械器具製造業（略称）最低賃金	857円	
	福井県百貨店、総合スーパー最低賃金	福井県最低賃金829円を適用	

(参考) 福井県最低賃金の推移

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
時間額（円）	732	754	778	803	829
引上げ額（円）	16	22	24	25	26
引上げ率（%）	2.23	3.01	3.18	3.21	3.24
中賃目安額（円）	16	22	24	25	26

※「中賃目安額」とは、中央最低賃金審議会からの答申による目安引上額である。

必ずチェック!
使用者も、労働者も。

最低賃金制度のマスコット
チェックマン



2 安全で健康に働くことができる職場環境づくり

(1) 労働災害の大幅減少と労働者の健康確保

課題

第13次福井労働局労働災害防止計画による労働災害防止対策、健康確保対策の推進が必要です。

第13次福井労働局労働災害防止計画2年目（令和元年）の現状（基準年平成29年との比較）

▶ 令和元年における全産業の労働災害による死亡者数は11人で6人増加し、**労働力人口当たりの死亡者数**は全国平均の2.3倍で**全国ワースト3位**です。

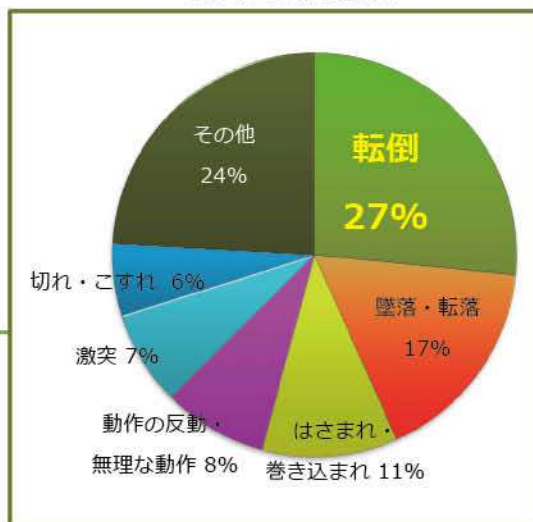
▶ 休業4日以上[※]の死傷者数（以下「死傷者数」）は884人で10.1%増加しています。

（主な業種別死傷者数）

製造業	228人（10.1%増）
建設業	156人（39.3%増）
第三次産業	372人（8.1%増）
うち商業	126人（21.2%増）
うち保健衛生業	98人（22.5%増）
道路貨物運送業	94人（14.6%増）

- ▶ **高年齢労働者**（50歳以上の労働者）の死傷者数は472人で全死傷者数の**53.4%**を占める。
- ▶ 最も多い事故の型は転倒災害で死傷者数は235人で0.4%の増加。
（数値はいずれも令和2年2月末速報値）

事故の型別の死傷者数



重点事項

- ① 重点施策ごとの労働災害防止対策の推進
- ② 産業保健活動、メンタルヘルス対策の推進
- ③ 化学物質対策、石綿ばく露防止対策の徹底

今後の取組

- ①-1 高年齢労働者の死傷者数の割合が全体の50%以上を占めていることから、県内における対策の取組状況を把握し、新たに策定される「**高年齢労働者の労働災害防止のためのガイドライン**」に関する説明会を開催するなど周知・指導を強化するとともに、取組支援のための「**エイジフレンドリー補助金**」の周知を図ります。
- ①-2 建設業の死亡災害の約4割を占める「**墜落・転落**」災害を防止するため、引き続き法令措置の遵守徹底を図るとともに、特に**墜落制止用器具**の着用徹底を図ります。
また、一人親方等も含めた建設工事従事者全体の安全及び健康確保対策の推進を図ります。
- ①-3 製造業の死亡災害の約3割を占める機械への「**はさまれ・巻き込まれ**」災害等を防止するため、災害発生機器を中心に危険性の低減化策及び**高経年設備の点検等の対策**の周知と指導を行います。
- ①-4 第三次産業については、社会福祉施設を運営する法人及び小売業多店舗展開企業に対して、本社・本部における取り組みの促進により全店舗、施設の安全衛生水準の向上を図ります。
- ①-5 道路貨物運送業における荷役作業の5大災害（墜落・転落・荷崩れ・フォークリフト使用時の事故、無人暴走及びトラック後退時の事故）を防止するため、「**陸上貨物運送事業における荷役作業のガイドライン**」について周知を行うとともに、荷主等に対しても、荷主等が取り組む必要性の理解促進を図ります。
- ①-6 このほか、「**STOP! 転倒災害プロジェクト**」、冬季特有災害、腰痛、熱中症、交通労働災害防止対策などを引き続き推進します。



STOP! 転倒災害

プロジェクト

今後の取組

- ②-1 長時間労働やメンタルヘルス不調等により、健康リスクが高い状況にある労働者を見逃さないため、産業医による面接指導や健康相談等が確実に実施されるように、産業保健機能を強化するとともに、産業医等が産業医学の専門的立場から労働者の健康確保のために活動できる環境整備について指導を行います。
- ②-2 ストレスチェックの実施により労働者自身のストレスへの気づきを促すとともに、集団分析の結果に基づき職場環境の改善につなげ、働きやすい職場づくりに向けた環境整備を図ります。
- ②-3 改正健康増進法の施行に伴い、屋内での原則禁煙化の周知及び職場の受動喫煙防止の促進を図ります。

- ③-1 建築物の解体作業が2030年頃にピークを迎え、作業員の石綿ばく露の増加が懸念されることから、石綿飛散・暴露防止対策の強化のため本年6月を目途に石綿則の改正が予定されており、改正則を踏まえ適切な事前調査や健康管理について必要な指導を行います。
- ③-2 特定化学物質障害予防規則、有機溶剤中毒予防規則等法令措置の遵守徹底を図ります。また、ラベル表示と安全データシート（SDS）の入手・交付の徹底を図るとともに、リスクアセスメントの実施及びリスクの低減措置の取り組みを指導します。

○ ストレスチェックの受検、結果出力、結果管理までを一括で実施できるプログラムです。厚生労働省ホームページから無料でダウンロードいただけます。



ストレスチェック制度サポートダイヤル

○ ストレスチェックに関わる方（産業医、保健師、事業者、衛生管理者など）からの、ストレスチェック制度に関するお問い合わせ（事業場における実施方法、実施体制など）に、専門家がお答えします。

【電話番号】 0570-03-1030（通話料がかかります）
【受付時間】 10:00～17:00（土・日、祝日、12月29日～1月3日を除く）

働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」

○ ストレスチェック制度をはじめとする、メンタルヘルス対策全般の情報を掲載しています。

▶ <https://kokoro.mhlw.go.jp/>

こころの耳 検索

GHSラベルから危険性・有害性を知り、化学品から身を守ろう！



ラベルを確認して行動することで、事故を防ぐことができます。



（２）原子力発電所等に対する総合的な対策の推進

課題

原子力発電所等における労働災害の防止、健康管理の促進が必要です。

重点事項

- ① 定期点検、廃炉工事における労働災害の防止及び健康管理の促進
- ② 統括安全衛生管理及びリスクアセスメント実施の促進
- ③ 長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止の徹底

福井県内の原子力発電所の稼働状況

運転中	3基
定期点検中	5基
廃止措置中	7基

令和2年3月3日現在

今後の取組

- ① 令和2年も引き続き再稼働に向けた新規規制基準対応の建設工事が継続されるとともに、定期検査工事、廃炉作業の本格化等が見込まれることから、関係工事での労働災害の防止、被ばく管理の徹底、健康診断等健康障害防止措置の促進を指導します。
- ② 輻輳する構内作業における安全衛生管理について、原子力事業者を通じて直接工事を請け負う元方事業者及び下請事業者への指導を行うとともに、統括安全衛生管理の徹底を図り、PDCAサイクルによる安全管理の促進を指導します。
また、工事関係者すべてに危険有害情報が共有され、作業に応じたリスクアセスメントの実施とその低減措置が実施されるよう指導します。
- ③ 長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害を防止するため、「**過重労働による健康障害防止のための総合対策**」（平成18年3月17日付け基発第0317008号）に基づき、過重労働が行われているおそれがある事業場に対して、適正な労働時間管理及び健康管理に関する窓口指導、監督指導等を徹底します。

(3) 迅速かつ公正な労災保険の給付

課題

労災保険給付請求の標準処理期間内決定に向けて、事務処理の効率化を図るとともに、認定基準等に基づく迅速かつ公正な決定を維持する必要があります。また、石綿関連疾患については、引き続き労災補償制度等の周知徹底を図る必要があります。

重点事項

- ① 過労死等事案（脳・心臓疾患事案及び精神障害事案）に係る的確な労災認定
- ② 石綿救済制度等の周知徹底及び石綿関連疾患の請求事案に係る的確な労災認定
- ③ 請求人等への懇切・丁寧な対応

今後の取組

- ① 過労死等事案については、労災補償担当部署と監督・安全衛生担当部署間で密接に連携するとともに、認定基準等に基づき、迅速かつ公正な労災認定を行います。
- ② 石綿関連疾患に係る労災補償制度等の更なる周知を図り、事務処理に当たっては、認定基準等に基づき、的確な労災認定を徹底します。
- ③ 窓口業務における相談者に対する懇切・丁寧な説明や請求人に対する処理状況の連絡等を徹底します。



3 治療と仕事の両立支援

課題

- ① 治療と仕事の両立支援を推進します。
- ② がん患者等長期療養が必要な求職者に対して、医療機関等との連携に基づく就職支援の促進を図ります。

重点事項

- ① 企業の意識改革や医療機関との連携強化、治療と仕事の両立をサポートする仕組みの整備
- ② 治療の状況に応じた就労支援



今後の取組

- ①-1 「事業場における治療と仕事の両立のためのガイドライン」及び企業と医療機関の連携のためのマニュアルの周知啓発を行います。
- ①-2 福井県地域両立支援推進チームの活動を通して、地域の関係機関が連携し、両立支援に係る県内事業場の取組の促進を図ります。
- ①-3 福井産業保健総合支援センターを通じた両立支援に係るトライアングル型サポート体制の構築を図ります。
- ② 治療状況に応じた就労支援を行う「就職支援ナビゲーター（長期療養者支援担当）」をハローワークに配置し、就職支援事業連携先拠点病院との連携に基づくきめ細かな支援を実施すること等により円滑な就職の促進を図ります。

4 同一労働同一賃金など雇用形態に関わらない公正な待遇の確保、最低賃金、賃金引上げに向けた生産性向上等の推進

課題

どのような雇用形態又は就業形態を選択しても納得できる待遇が受けられ、多様な働き方を自由に選択できるようにするため、非正規雇用労働者の希望や意欲・能力に応じて正社員転換、均等・均衡待遇を推進する必要があります。



重点事項

- ① 雇用形態に関わらない公正な待遇の確保
- ② 最低賃金、賃金引上げに向けた生産性向上等に取り組む企業への支援
- ③ 非正規雇用労働者のキャリアアップの推進等

今後の取組

- ① 雇用形態に関わらない公正な待遇の確保が盛り込まれたパートタイム・有期雇用労働法、改正労働者派遣法の円滑な施行に向けて、事業主等に対して法制度の周知を図ります。また、労働者が安心して相談できる窓口を設置します。
 - ・特にパートタイム・有期雇用労働法が令和3年4月に適用される中小企業については、「働き方改革推進支援センター」において、きめ細やかな相談支援を行います。
 - ・非正規雇用労働者の待遇改善や正社員転換等を実施した事業主を支援する「キャリアアップ助成金」について、引き続き積極的な活用を促進します。
- ② 最低賃金・賃金の引上げには、特に中小企業・小規模事業者の生産性向上が不可欠であり、助成金コースの新設・拡充により、業務改善や生産性向上に係る企業のニーズに応えるとともに、地域の賃金引上げ支援を図ります。
 - ・また、「働き方改革推進支援センター」によるワンストップ相談窓口において、各地域の商工団体等の関係機関と連携を図りつつ、賃金の引上げのための個別相談を行うなど中小企業・小規模事業者に寄り添った生産性向上支援を行います。
- ③ 平成30年4月以降、契約を更新し5年を超えた有期契約労働者に無期転換申込権が発生しており、今後も無期労働契約に転換する労働者が出てくることを踏まえて、労使への周知啓発の徹底や相談対応等により、無期転換ルールの円滑な運用を図ります。
 - ・人事評価制度や賃金制度の整備・実施による生産性向上、賃金アップ等の実現及び生産性向上に資する設備等への投資により雇用管理改善を図る助成を行います。



5 総合的なハラスメント対策の推進

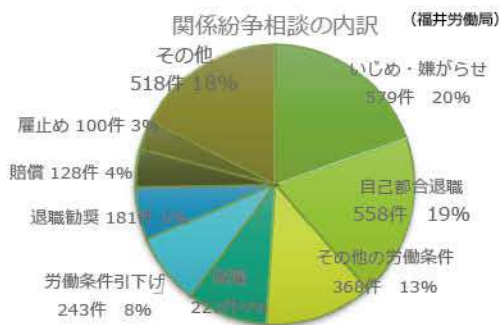
課題

職場におけるパワーハラスメント、セクシュアルハラスメント及び妊娠・出産、育児休業等に関するハラスメントは、労働者の尊厳を傷つけるとともに働く人の能力発揮の妨げになります。

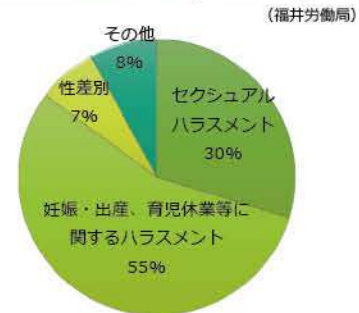
このため、「労働施策総合推進法」「男女雇用機会均等法」「育児・介護休業法」に基づき、事業主に義務付けられたパワーハラスメント（令和2年6月1日より施行。中小事業主は令和4年3月31日までは努力義務。）セクシュアルハラスメント及び妊娠・出産、育児休業等に関するハラスメントの防止措置の履行確保を徹底する等、職場におけるハラスメント対策を総合的に推進する必要があります。



平成30年度 民事上の個別労働



均等関係法相談の内訳(平成30年)



重点事項

- ① 職場におけるハラスメント撲滅対策の集中実施
- ② 労働関係紛争の早期解決の促進



今後の取組

- ① 改正労働施策総合推進法の円滑な施行に向けて、局内各部や関係機関と連携し、事業主向けの説明会の開催を始めとするあらゆる機会を通じて、改正法や指針の内容等の周知徹底を図ります。また、パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント等の職場のハラスメントの撲滅の気運の向上を目的として、12月の「職場のハラスメント撲滅月間」に集中的な広報や特別相談窓口の設置等の取組を行います。
- ② いじめ・嫌がらせや労働条件等のあらゆる労働問題に関してワンストップで対応するため、総合労働相談員の資質向上等により総合労働相談コーナーの機能を強化するとともに、局長による助言・指導の効果的な実施や紛争調整委員会によるあっせんの迅速な対応等により、個別労働紛争の早期の解決を促進します。
また、ハラスメントの相談に当たっては、労働者の立場に配慮しつつ、改正労働施策総合推進法等に基づく紛争解決援助制度の活用を含む迅速・丁寧な対応を行うとともに、法令違反が疑われる事案を把握した場合には、積極的に報告徴収・是正指導を行います。
さらに、管内の労働相談対応や個別労働紛争の迅速解決のため、労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会の開催等により、連携強化を図ります。

パワハラに関する相談はお近くの
「総合労働相談コーナー」まで
<https://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html>



ハラスメント裁判事例、他社の取組など
ハラスメント対策の総合情報サイト
あかるい職場応援団

職場のハラスメントは、適切な対応により、予防・解決が可能です。組織全体で対応し、快適な職場環境の実現をめざしましょう。

ポータルサイト「あかるい職場応援団」にて情報を提供中
<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/>

第2 就職氷河期世代、高齢者、女性等の多様な人材の活躍促進、人材投資の強化

課題 1 就職氷河期世代活躍支援プランの実施

いわゆる就職氷河期世代は30代半ばから40代半ばに至っており、現在も不本意ながら非正規労働に就いている、又は無業の状態にある等、様々な課題に直面している。このため、就職氷河期世代が抱える固有の課題や今後の人材ニーズを踏まえつつ、個々人の状況に応じた支援により同世代の活躍の場を更に広げることが必要です。

重点事項

- ① 伴走型支援の相談体制確立
- ② 不安定な就労状態にある者に対する安定就労に有効な資格等の習得支援
- ③ 企業の受入機会増加につながる環境の整備
- ④ 長期にわたり無業の状態にある者に対する支援
- ⑤ 地域の関係機関で構成するプラットフォームの形成・活用

今後の取組

- ① ハローワーク福井に専門の相談窓口を設置し、一人ひとりの置かれた課題に対応した総合的支援を実施します。
- ②-1 短期間で取得でき安定就労に有効な資格等の取得支援訓練と職場体験等を組み合わせ正社員就職を支援する出口一体型の訓練を実施します。
- ②-2 個々人の状態に応じた職業能力開発ができるよう求職者支援訓練の訓練下限緩和のコースを設定します。
- ③ 特定求職者雇用開発助成金の制度拡充やトライアル雇用助成金の要件緩和について適切に周知し、支援対象者の積極的な採用を支援します。
- ④ 地域若者サポートステーションの対象年齢を拡大し、福祉機関等へのアウトリーチ等の強化を図ります。
- ⑤ 社会全体で支援に取り組む機運を醸成し、支援の実効性を高めるため、地方自治体のほか関係機関・団体を構成員とするプラットフォームを形成します。

厚生労働省就職氷河期世代活躍支援プラン（全体像）



2 高齢者の就労・社会参加の促進

課題

高齢者が年齢にかかわらず働き続けることができる生涯現役社会を実現するため、高齢者に対する再就職支援及び高齢者が活躍できる雇用環境を整える必要があります。

重点事項

- ① 高齢者に対する再就職支援の強化
- ② 65歳超の継続雇用等に向けた環境整備
- ③ 地域における多様な就業機会の確保

今後の取組

- ① ハローワーク福井、武生に設置する「生涯現役支援窓口」において、マッチング機能の拡充を図り、特に65歳以上の高齢者求職者の再就職支援に重点的に取り組みます。
- ② 65歳超の継続雇用等に向けた環境整備を推進する企業に対して、助成措置を図るほか、関係機関と連携し提案型の相談・援助による支援を行います。
- ③ 「シルバー人材センター事業」及び県が実施する「生涯現役促進地域連携事業」と連携する等、地域における高齢者の多様な就業機会の確保を推進します。

求職者の皆さまへ **シニア世代のための就職相談窓口**

「生涯現役支援窓口」のご案内

65歳以上の方を、重点的に支援します！

ハローワーク福井、武生において「生涯現役支援窓口」を設け、再就職などを目指す概ね60歳以上の方を対象に、各種サービスを行っています。

「生涯現役支援窓口」の主な特長

- 特長1** シニア世代の方の採用に意欲的な企業の求人情報を提供します。
経験豊富なシニア世代の採用に意欲的な企業に対し、ご本人のニーズに応じた求人開拓を行います。
- 特長2** 多様な就業ニーズなどに応じた情報を提供します。
ご本人の就業ニーズなどに応じて、シルバー人材センターをはじめとする関係機関の相談窓口について情報を提供します。
- 特長3** シニア世代の方に適した、各種ガイダンスを実施します。
履歴書、職務経歴書の書き方や面接の受け方、求職活動の方法などに関して、ガイダンスを実施します。
また、職場見学、職場体験、技能習得のための各種講習(無料)について情報を提供します。

- ◆ガイダンスなどは、事前の予約が必要な場合があります。
- ◆「生涯現役支援窓口」の設置場所については、次ページの「生涯現役支援窓口」を開示しているハローワーク一覧を参照してください。
- ◆ご利用については、ハローワークにお問い合わせください。

厚生労働省・福井労働局・ハローワーク

3 人材確保支援の総合的な推進等

課題

雇用情勢が着実に改善し、人材不足が顕著となっている中、雇用吸収率の高い分野等へのマッチング支援の強化や地域の中小企業等の人材確保を図る取組みなど、人材確保対策を総合的に推進する必要があります。また、地方自治体との連携を強化し、地域の課題等に対応して雇用対策を推進していくことが必要です。

重点事項

- ① 人材確保支援の充実
- ② 職業紹介業務の充実強化
- ③ 地方自治体と連携した地域雇用対策の推進

今後の取組

- ① ハローワーク福井に設置している「人材サービスコーナー」を中心に、関係団体等と連携しながら人材確保支援の推進を図ります。
- ② ハローワークにおいて、きめ細かな就職支援・充足支援を実施し、マッチング機能の強化を図ります。
- ③ 地方自治体と締結している雇用対策協定の事業に取組み、地域の雇用拡大やI J Uターン促進を図ります。

～建設・警備・運輸分野での就業、人材確保をサポートします～

ハローワーク福井 建設・警備・運輸 人材サービスコーナー

ハローワーク福井「人材サービスコーナー」では、建設・警備・運輸分野のお仕事をお探しの方や建設・警備・運輸分野の人材を必要とする事業主の方に専門的な支援を行っています。

ぜひご利用ください

取組内容

- 建設・警備・運輸の就業状況や就業環境について、興味がある方、就業する意向を持っている方に、状況や要望に応じて、手厚い就業支援や求職支援、就業後の就業支援を行います。
- 建設・警備・運輸の事業所単位で就業支援を行います。
- ハローワークの会場で、建設・警備・運輸の事業所アドバイザーを派遣し、就業のサポートを行います。
- 求人ニーズを十分に満たす、求人募集の促進・就業の促進、仕分けや求職者の育成等について、就業支援を行います。
- 建設・警備・運輸の事業所に、雇用対策協定の事業に関する就業支援を行います。

ハローワーク福井

ハローワーク設計課 建設・警備・運輸分野の窓口 ☎ 0776-52-8154



*R元年度「移住・就職フェアin東京」にて

4 女性活躍の推進 (1) 女性の活躍推進等

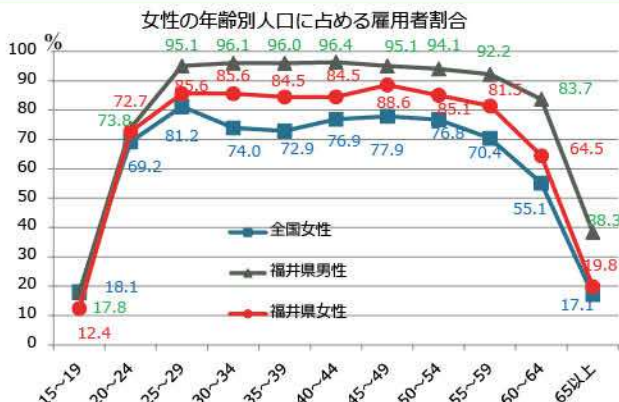
課題

女性の活躍推進を更に進め、誰もが働きやすい就業環境を整備するため、改正された女性活躍推進法について、企業に対して周知徹底を図る必要があります。

平成29年総務省統計局「就業構造基本調査」によると、県内の女性雇用者は17万4千人で全雇用者の46.6%と全国(45.0%)より高く、また30歳代前半～40歳代前半の育児期における雇用者割合も全国に比べて高くなっています。一方で管理職的職業に占める女性割合は9%と低く(全国14.8%)、女性の職場進出が進む一方で、その能力を必ずしも十分に発揮できていない状況にあります。

重点事項

- ① 女性の活躍推進
- ② 雇用分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の推進



女性活躍推進法が改正されました!
令和元年6月5日公布

◆改正点について◆

- ◆常時雇用する労働者が301人以上の事業主の方
施行期日:令和2年8月1日
労働基準法において、
① 就業状況に関する情報の提供に関する事項
② 就業状況と就業生活との両立に関する雇用管理の整備に関する事項
の各区分から1項目以上公表する必要があります。
- ◆常時雇用する労働者が101人以上の事業主の方
施行期日:令和4年4月1日
一般事業主行動計画の策定・届出義務及び自社の女性活躍推進に関する情報公表の義務の割合が、常時雇用する労働者が301人以上から101人以上の事業主に拡大されます。

ご存じですか?
福井県の管理職に占める女性の割合は
全国47都道府県中で46位です。
*経済産業省が実施した21年調査結果に基づく

管理職に占める女性労働者の割合が低い企業においては、
自社の行動計画に「女性の管理職進出を促す」ことを目標に掲げよう。

女性の管理職を増やすには?
女性が管理職として活躍できる雇用環境の整備を行きましょう。

◆長期的な取組
人事考課基準について見直しを図る。
(例:性別に不利な評価基準になっていないか、男女公正な評価基準となっているかを検証する。)
-給与決定に性別による差を減らす。(例:昇給/一斉昇給を決定する。)
-女性職員の対象として管理職育成を目的とした研修を実施する。
-これまで女性が少ない部門に女性を積極的に配置する。
-メンター制度の導入。 など

福井労働局雇用環境・均等室

「えるぼし」認定マーク

女性活躍推進法に基づき女性の活躍が優良な企業として認定を受けた企業が表示できます。



福井労働局「えるぼし」認定企業数
(令和2年2月末現在)
7社 (全国 1,028社)

今後の取組

- ① 改正女性活躍推進法について、局内各部や関係機関と連携し、働き方改革の推進のための啓発の機会などあらゆる機会を通じて、企業が確実に対応できるよう早期の周知徹底を図るとともに、新たに適用拡大となる常用労働者101人以上300人以下の企業については助成金等の活用を促すことにより、取組への支援を図ります。

また、「女性の活躍推進企業データベース」での情報公表による女性活躍情報の見える化を推進し、そのメリット等を伝えることにより企業への支援を図るとともに、学生・求職者等の利用促進を図ります。

さらに、「えるぼし」認定及び新たに創設された「プラチナえるぼし」認定について、優秀な人材の確保や公共調達の際加点評価されること等、認定のメリットを周知することにより、取得促進を図ります。

- ② 労働者が性別により差別されることなく、また、働く女性が母性を尊重されつつ充実した職業生活を営むことができるようにすることは、就業意欲を支える基本となることから、男女の均等取扱い、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止等について男女雇用機会均等法に基づく報告徴収や紛争解決援助の仕組みを積極的に活用し法に沿った雇用管理が行われるよう取り組みます。

「女性の活躍推進企業データベース」
(スマホ版)



「プラチナえるぼし」
認定マーク

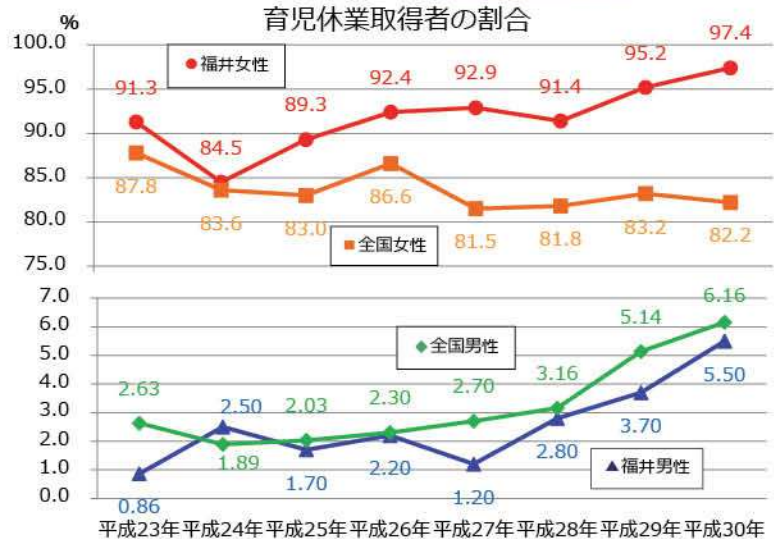
(2) 仕事と家庭の両立支援の推進

課題

男女問わず全ての労働者が仕事と生活を両立しながらキャリア形成を進められるよう、育児・介護休業法に基づく両立支援制度について理解を深め、労働者が円滑に制度を利用できるよう周知徹底及び履行確保を図る必要があります。

重点事項

- ① 育児・介護休業法の周知及び履行確保
- ② 男性の育児休業取得促進等を含む仕事と育児の両立ができる職場環境の整備
- ③ 仕事と介護の両立ができる職場環境整備
- ④ 次世代育成支援対策の推進
- ⑤ 育児と仕事の両立のための再就職支援を実施



「福井県勤労者就業環境基礎調査」福井県 「雇用均等基本調査」厚生労働省

今後の取組

- ① 子の看護休暇・介護休暇の時間単位での取得を可能とする改正内容を含め、育児・介護休業法に基づく両立支援制度について、労働者が円滑に制度を利用できるよう周知徹底を図ります。また、労働者の権利侵害が疑われる事案や育児休業の取得等を理由とする不利益取扱いが疑われる事案を把握した場合には、事業主に対する積極的な報告徴収・是正指導等を行います。
- ② 育児休業取得等を促進する制度の周知を行うとともに、両立支援等助成金（出生時両立支援コース）活用等による事業主への支援を通じて、男女とも仕事と育児が両立できる職場環境の整備を図ります。
- ③ 地域包括支援センター等とも連携した介護休業制度等の周知を行うとともに、両立支援等助成金（介護離職防止支援コース）の支給を通じて、仕事と介護が両立できる職場環境整備を支援します。
- ④ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定等については、各企業の実態に即した計画の策定を支援するとともに、労働者数101人以上の義務企業の届出等の徹底を図ります。併せて、「くるみん」認定や「プラチナくるみん」認定の申請を働きかけ、認定の取得を促進します。
- ⑤ ハローワークのマザーズコーナーにおいて、担当者制によるきめ細かな職業相談等を実施します。また、事務系及び人材不足分野である介護系の訓練コース【リカレント教育訓練コース(訓練時間短縮)】の開講を行い、子育て中の女性の再就職を支援します。



「くるみん」認定マーク
子育てサポート企業として
厚生労働大臣の認定を受けた証です

福井労働局認定企業数（令和2年1月末現在）

プラチナくるみん 4社
(全国 350社)
くるみん 29社
(全国 3,259社)



「トモニン」
「仕事と介護を両立できる職場環境」の整備促進のためのシンボルマークです

ハローワーク福祉
マザーズコーナー

マザーズコーナーは
・未成年のお子さんを子育てしながら就職を希望している方の就職活動
・出産・子育てなどでブランクがある方の再就職
・将来的に子育てと仕事の両立を希望する方の転職等を、サポート・応援いたします。



(相談コーナー)

(キッズコーナー・求人掲載コーナー)

5 新規学卒者・若者に対する就労支援

課題

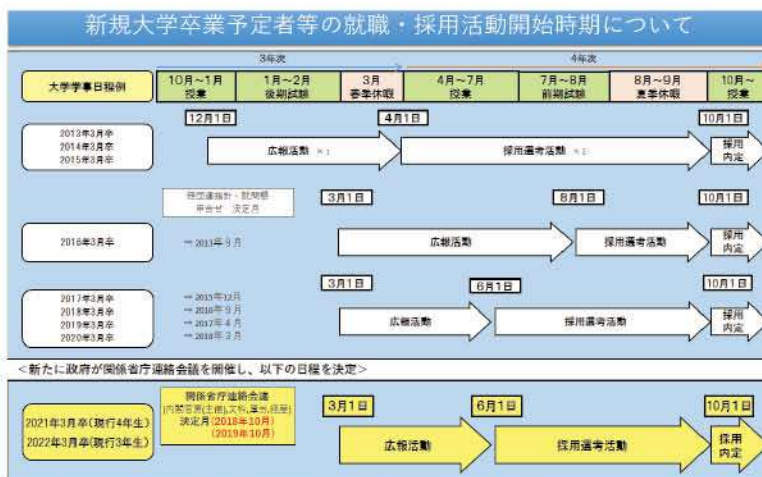
近年、県内の新卒者等においては、進学や就職を機に県外へ流出する傾向が強く、県内企業における若手人材の不足が深刻になっている状況にあることや、フリーターについても福井県内に6.7千人（平成29年）存在することから、若年者等の県内企業への就職促進、正社員就職の実現及び早期離職の防止を図るための支援を実施する必要があります。

重点事項

- ① 新規学校卒業予定者に対する県内企業への就職促進のための支援
- ② フリーター等の正社員就職の支援

今後の取組

- ① 就職支援ナビゲーターの積極的な活用により、良質な学卒求人確保に努めるとともに、合同企業説明会や、就職活動を控えた大学3年生等に対する業界説明会等を実施し、県内企業への就職を促進します。
また、福井県及び12市町との雇用対策協定に基づき、福井県内企業の魅力の発信や重点的なマッチング及び面接会の開催などにより、IJUターン就職の促進を図ります。
- ② 「わかもの支援窓口」等を中心に、一人ひとりのニーズに応じた支援メニューを提供し、就職促進に努めるとともに、就職者に対する職場定着支援を実施します。



6 障害者の就労促進

課題

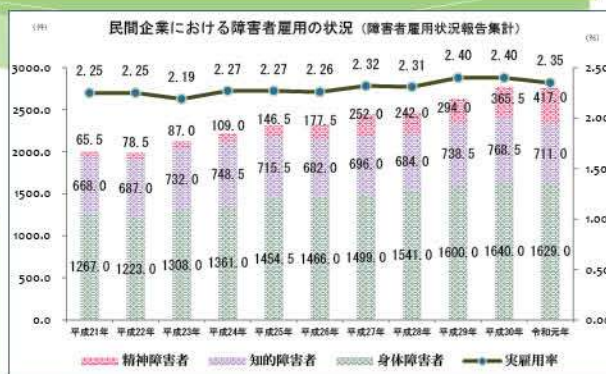
民間企業における障害者雇用は着実に進展しているものの、雇用率未達成企業の割合が未だ4割を超えていることから、公的機関も含めた雇用率達成指導等を効果的に実施する必要があります。また、精神障害者をはじめとした多様な障害特性に応じた適切な就労支援の取組が必要です。

重点事項

- ① 障害者雇用率達成指導等の強化
- ② 障害特性に応じたきめ細かな就労支援

今後の取組

- ① 障害者雇用率達成指導等の強化
 - ・雇用推進セミナーや職場見学会、企業面接会等を効果的に開催し、企業等の意識啓発と雇用促進を図ります。
 - ・障害者雇用ゼロ企業に対しては、関係支援機関と連携した「企業向けチーム支援」を積極的に展開します。
 - ・公的機関に対して、適正な雇用状況報告の徹底と雇用促進に向けたセミナー、面接会等の就職支援を実施します。
- ② 障害特性に応じたきめ細かな就労支援
 - ・関係支援機関と連携した「チーム支援」により就職準備から職場定着まで一貫した就職支援を推進します。
 - ・精神障害者に対しては、「就労パスポート」の普及促進を図るとともに、的確な職業訓練の受講あっせん等により、就職支援の強化に努めます。
 - ・精神・発達障害者しごとサポーターの養成により、職場における精神障害者・発達障害者を支援する環境づくりを推進します。



7 外国人材受入れの環境整備

課題

改正入管法が平成31年4月から施行されたことを踏まえ、現在就労している外国人に加え、新たな在留資格「特定技能」により就労する外国人労働者についても安心して働き、その能力を十分に発揮する環境を確保する必要があります。

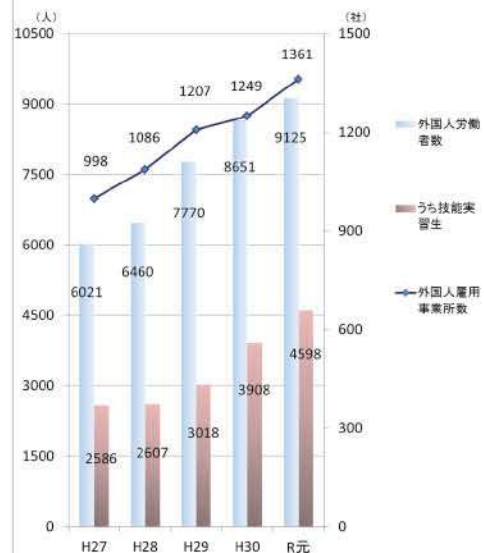
重点事項

- ① 外国人労働者の適切な雇用管理の確保及び定住外国人等に対する就職支援
- ② 外国人労働者の労働条件の確保と相談、支援体制の強化

今後の取組

- ① 増加する外国人労働者に対する適正な雇用管理の確保を図るため、雇用状況届出制度や雇用管理指針の周知・啓発、雇用管理セミナーの開催、事業所訪問等による助言、指導等、雇用管理改善に向けた相談・指導等の充実を図ります。
また、定住外国人等が多く所在する地域のハローワーク福井、武生に、専門相談員、通訳員を配置し、きめ細かな就職支援や雇用管理に関する相談支援を実施します。
さらに、電話通訳サービス（14か国語）の活用により、多国籍化が進む外国人求職者に対する相談の円滑化を図ります。
- ② 事業主に対して労働基準関係法令や雇用管理指針の遵守の徹底を図るとともに、外国人労働者に係る労働相談・支援体制の強化を図ります。

外国人雇用事業所数・外国人労働者数の推移



8 生活困窮者・特別な配慮が必要な者等への対策の推進

課題

生活困窮者や特別な配慮を要する者等に対し、地方自治体と連携し、就職活動を行うために必要な生活習慣や社会参加能力の形成を図るとともに、就労意欲を喚起し、自立を促進する必要があります。

重点事項

- ① 地方自治体に設置されている常設施設において、生活保護受給者、生活困窮者等に対する一体的支援を実施
- ② 地方自治体への巡回相談等による就労支援を実施
- ③ 地方自治体にハローワークの臨時相談窓口を設けて、ひとり親の支援を実施

今後の取組

- ① 福井市役所庁舎内の「福祉・就労支援コーナーふくい」において、職業相談・職業紹介の他、職業訓練の情報提供やシルバー人材センターの案内等、一体的な支援を行います。
- ② 就職支援ナビゲータによる巡回指導により、ワンストップ型の支援を行い、就労による自立促進を支援します。
- ③ 児童扶養手当の申請時期に合わせ、地方自治体に「ひとり親全力サポートキャンペーン」の臨時相談窓口を開設し、相談支援を行います。

○生活保護、児童扶養手当、住居確保給付金を受給されている方へ
○就職が決まらず生活に困っており就労支援を必要とされている方へ

「福祉・就労支援コーナーふくい」

是非ご利用ください

◆「福祉・就労支援コーナーふくい」とは

生活保護を受給されている方をはじめ、児童扶養手当や住居確保給付金を受給されている方、なかなか就職が決まらず生活に困っていらっしゃる方々に、身近な市役所で福祉から就労までの一体的な支援を行います。

- 所在地 福井市大手3-10-1 福井市役所別館3階
- 電話番号 0776-97-9635 (FAX 0776-97-9636)
- 業務取扱日 月曜日～金曜日(祝日を除く)
- 業務取扱時間 8時45分～17時00分(12時00分～13時00分を除く)

サービス内容

- ① 予約、担当制による職業相談・職業紹介
- ② ハローワークの求人情報提供及び労働市場情報のご提供
- ③ 各種就労支援制度の情報提供
- ④ 職業訓練のご案内
- ⑤ シルバー人材センターや家内労働センター等のご案内
- ⑥ その他

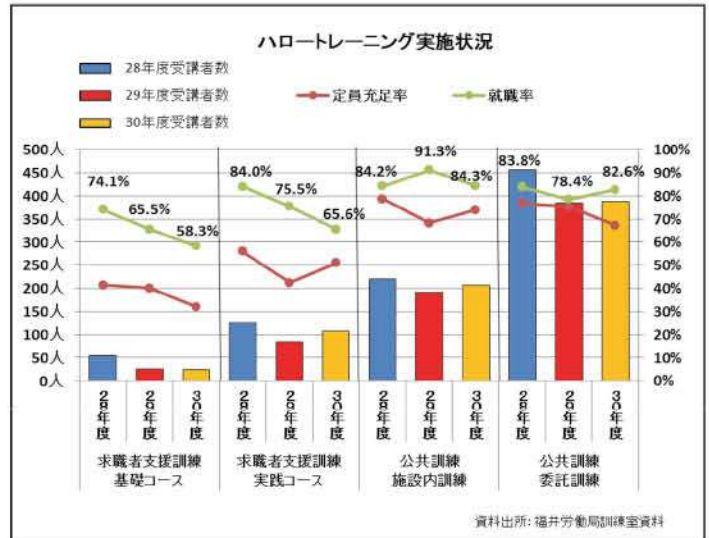
9 人材育成の強化

課題

人口減少に伴う就業構造の変化に対応するため、労働生産性向上に資する人材確保・育成等が求められております。また、人生100年時代を見据えたキャリア形成支援を含めた人材ニーズに沿った訓練コースの設定や、効果的・効率的なハロートレーニング（職業訓練）の実施が必要です。

重点事項

- ① 関係機関との連携による総合的な計画策定
- ② 高齢期を見据えたキャリア形成の推進



今後の取組

- ①-1 県、機構等の関係機関と連携し、求人者・求職者のニーズを把握した訓練カリキュラムの検証と改善を行い、効果的・効率的なハロートレーニングの実施を行います。
- ①-2 女性就業率全国一を考慮した子育て中の女性のための「リカレント教育訓練」の訓練コースを設定するなど地域ニーズに反映した取組を実施します。
- ①-3 令和元年11月に実施したA K Bチーム8によるハロトレ体験メディアツアーのYouTube動画配信等を含めた愛称・キャッチフレーズ「ハロートレーニング～急がば学べ～」、ロゴマーク「ハロトレくん」の積極的な周知・広報により、県民に対するハロトレの認知度向上やさらなる活用促進を図ります。
- ② 労働者のキャリアプラン再設計や企業内の取組みを支援するキャリア形成サポートセンターの整備及び65歳超の継続雇用支援として在職者向け訓練の推進、また特定一般教育訓練を通じたキャリア形成支援の推進を図ります。

※ハロートレーニングメディアツアーのYouTube動画閲覧はこちら→<https://youtu.be/2gm86IPjEP4>

子育て中の女性のためのリカレント教育の充実

出産・育児を理由とする離職後の再就職に向けた能力開発の充実

- 離職によるブランクに対応するためには、実践的な職業能力の開発への支援が必要。
- 民間教育訓練機関や学校教育機関等の多様な訓練委託先を活用し、子育て女性等のリカレント教育に資する職業訓練を実施し、早期の就職を支援する。

○子育て女性等のリカレント教育に資する職業訓練の実施

- ＜想定する内容＞
- ・女性が活躍している分野への就職を想定した訓練コース
 - ・再就職・キャリアアップのため、多くの女性に活用されている訓練コース
 - ・離職した保育士等の職場復帰を支援するための訓練コース

○短時間訓練コースの実施

- 育児等でキャリアを中断した女性の再就職を支援するため、育児等の時間に配慮し1日の訓練時間数を短く設定した短時間訓練コース（育児と職業訓練の両立が可能）の設定を推進する。

○託児サービスの実施

- 保育所に預けられない子の育児のため職業訓練を受講することが困難な求職者に対する、受講の際の託児サービスの提供を推進する。



※YouTubeより

第3 労働保険適用徴収業務の適正な運営

1 労働保険の未手続事業一掃対策の推進と収納未済歳入額の縮減

課題

労働保険制度は、それ自体が労働者のセーフティネットであるとともに、労働行政における各種施策を推進する財政基盤となることから、適正かつ効果的な運営が必要不可欠です。

労働保険の未手続事業の解消や収納未済歳入額の縮減については、労働保険制度の安定的な運営等の観点からも重要な課題です。

重点事項

- ① 未手続事業解消の目標値として平成27年度比で2割削減
- ② 実効ある滞納整理による収納未済歳入額の縮減

今後の取組

- ① 局、監督署、安定所、地方自治体、労働保険加入促進業務の受託事業者並びに関係行政機関と密接な連携の下、積極的かつ的確な把握及び手続指導を行います。
- ② 滞納整理に当たっては、高額滞納事業主及び複数年度にわたり滞納している事業主を重点に、実効ある計画を策定し適正に実施します。



2 電子申請の利用促進等

課題

事業主が行う各種行政手続のコスト削減や利便性の向上を図るため、電子申請の利用促進に取り組む必要があります。また、マイナンバーについては、適切な取扱いを行うとともに、漏えい防止のための安全管理措置を講ずる必要があります。

重点事項

- ① 事業者向け説明会等での周知及び利用促進に係る協力要請
- ② 来庁者に対する電子申請の利用勧奨
- ③ マイナンバーの適切な取扱い

今後の取組

- ① 令和2年4月から、特定の法人に係る一部手続の電子申請が義務化されることから、対象事業主を含む事業者向け説明会等での周知や関係団体等に対する協力要請等を通して、電子申請の更なる利用促進を図ります。
- ② 局労働保険徴収室及び安定所における電子申請体験コーナー等を活用し、来庁者に対して電子申請の利用勧奨を行います。
- ③ マイナンバーの記載が必要な各種届出書等については、その旨の周知を行い取得徹底を図るとともに、漏えい等を防止するために厳重な管理を行う等、安全管理措置を講じます。



「電子申請」をする3つのメリット

- ★24時間・365日、申請できます
- ★持ち運びによる個人情報紛失のリスクがありません
- ★時間と費用を削減できます

※ 労働保険だけでなく、法人設立の各種手続が一度にできます！

法人設立ワンストップサービス 検索

第4 地方労働行政の展開に当たり留意すべき基本的事項

1 行政文書及び保有個人情報の厳正な管理並びに情報公開制度・個人情報保護制度への適切な対応

課題

福井労働局（管下労働基準監督署・公共職業安定所を含む）が保有・保管する行政文書の適正な管理、保有個人情報の厳正な管理並びに情報公開制度及び個人情報保護制度に基づく開示請求に対する適切な対応は、国民から信頼される行政を実現するうえで極めて重要な取組みである。

重点事項

- ① 行政文書の適正な管理
- ② 保有個人情報の厳正な管理

今後の取組

- ① 改正「行政文書の管理に関するガイドライン」（平成23年4月1日内閣総理大臣決定 令和元年5月1日一部改正）によるルールへの遵守はもとより、保存年限満了の行政文書であっても内閣府の廃棄同意未了のもの及び保存年限延長となっている行政文書の厳正な保管管理を徹底する。また、より一層、電子決裁を推進する。
- ② 重大な個人情報を取り扱っていることを常に意識し、保有個人情報管理規程及び「個人情報保護マニュアル」（福井労働局 令和元年6月改訂版）に基づき適正かつ厳正に取り扱うとともに、漏えい、滅失又は毀損の防止のための基本的な作業手順を徹底する。

2 綱紀の保持、行政サービスの向上等

課題

労働行政は、労使を始めとする国民の信頼を得てこそ初めて業務が円滑に運営されるものである。このため経理面のみならず業務執行面全般における非違行為の発生防止、綱紀保持の徹底により、国民の疑惑や不信を招くことのないよう高い倫理観に基づく自己管理等に万全を期する必要がある。

重点事項

- ① 綱紀の保持
- ② 災害対応の実施強化

今後の取組

- ① 国民の疑惑や不信を招くことのないよう、職員（非常勤職員を含む）は常に国家公務員であることを自覚し、各種法令の遵守はもとより、倫理行動規準に基づく行動をとることを徹底する。
このため、あらゆる機会を活用して綱紀保持の徹底を図るため公務員倫理、法令遵守、再就職規制等に関する職員研修を実施する。
- ② 災害発生時において、労働局の地域における総合的労働行政機関として果たすべき役割は、極めて重大なものとなっている。このため「福井労働局防災業務計画」等に基づき、災害発生時に機動的かつ的確に対応できるよう、防災訓練の実施や災害時の窓口体制の確保等の適切な対策を徹底する。

主な助成金・給付金制度のご案内

労働局では、さまざまな種類の助成金・給付金を扱っています。

● 労働条件関係の主な助成金及び立替払制度

(問い合わせ先：下記の各課室)

未払賃金立替払制度 (問い合わせ先：各労働基準監督署、労働局労働基準部監督課)

未払賃金の立替払い制度は、企業が「倒産」したために、賃金が支払われないまま退職した労働者に対して、その未払賃金の一定範囲について独立行政法人労働者健康安全機構が事業主に代わって支払う制度です。

受動喫煙防止対策助成金 (問い合わせ先：労働局労働基準部健康安全課)

事業場の室内等において労働者の受動喫煙を防止するために喫煙室等を設置する中小企業事業主に助成されます。

働き方改革推進支援助成金 (問い合わせ先：労働局雇用環境・均等室)

年次有給休暇の取得促進、所定労働時間の短縮のための取組や勤務間インターバルの導入を行う中小企業事業主や、傘下企業の生産性向上に向けた支援を行う事業主団体に対して、その取組に要した経費を一部助成します。

業務改善助成金 (問い合わせ先：労働局雇用環境・均等室)

事業場内最低賃金の引き上げと、業務改善効果のある設備投資等を行う中小企業事業主に対して、その取組に要した経費の一部が助成されます。

● 雇用関係の主な助成金

(問い合わせ先：労働局職業安定部職業対策課)

雇用調整助成金

景気の変動により事業活動の縮小を余儀なくされた場合に、休業・教育訓練、出向によって、労働者の雇用維持を図る事業主に助成されます。

労働移動支援助成金

事業主縮小等により離職を余儀なくされる労働者等に対して、再就職を実現するための支援を民間の職業紹介事業者に委託等を行う事業主(再就職を実現した場合に限る)及び離職を余儀なくされた労働者を無期に雇い入れた事業主に対して助成されます。

特定求職者雇用開発助成金

高齢者(60歳以上)や障害者などの就職が特に困難な者をハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に対して助成されます。

トライアル雇用助成金

職業経験、技能、知識不足等から安定的な就職が困難な求職者について、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、一定期間試用雇用を行う事業主に対して助成されます。

人材確保等支援助成金

雇用管理制度の導入等を通じて従業員の離職率の低下に取り組む事業主に助成されます。

キャリアアップ助成金

非正規雇用労働者の正規雇用転換、処遇改善等を行う事業主に助成されます。

障害者雇用安定助成金

障害者の職場定着等の措置を講じる事業主に対して助成されます。

人材開発支援助成金

労働者の人材育成に係る制度の導入と実施をした事業主に助成されます。

● 両立支援関係の主な助成金

(問い合わせ先：労働局雇用環境・均等室)

両立支援等助成金(出生時両立支援コース)

男性労働者が育児休業や育児目的休暇を取得しやすい取組を行い、男性労働者に一定期間の育児休業等を取得させた事業主に助成されます。

両立支援等助成金(介護離職防止支援コース)

介護休業の円滑な取得・復職等労働者の仕事と介護の両立支援に関する取組を行った中小企業事業主に助成されます。

両立支援等助成金(育児休業等支援コース)

育児休業の円滑な取得・復職等、仕事と育児の両立支援に関する取組を行った中小企業事業主に助成されます。

両立支援等助成金(再雇用者評価処遇コース)通称 カムバック支援助成金

妊娠、出産、育児、介護または配偶者の転勤等を理由として退職した者が就業可能となったときに復職でき、従来の勤務経験が適切に評価処遇される再雇用制度を導入し、希望する者を採用した事業主に助成されます。

両立支援等助成金(女性活躍加速化コース)

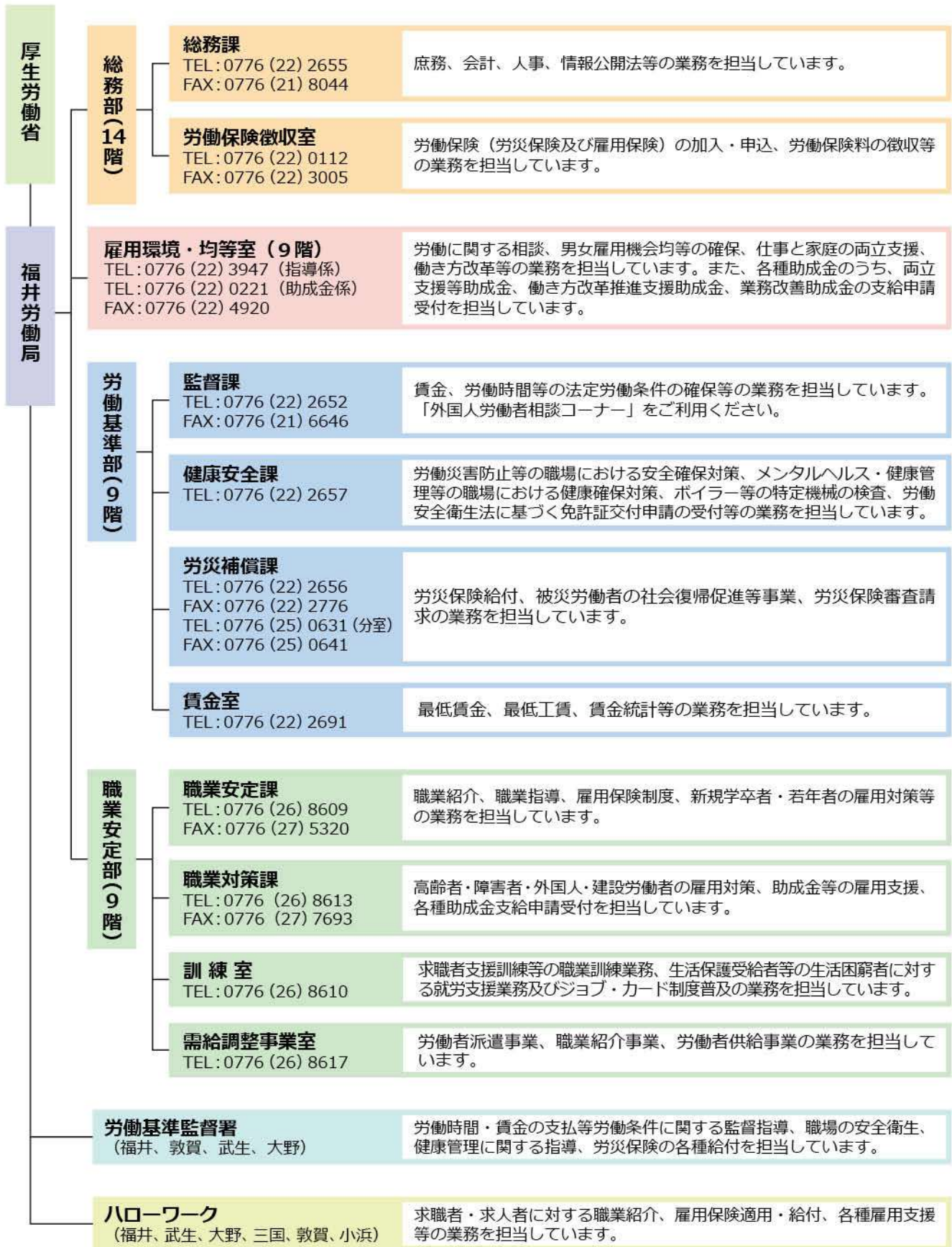
女性活躍推進法に基づき、自社の女性活躍に関する「数値目標」及びその達成に向けた「取組目標」を盛り込んだ行動計画を策定し、取組を実施し、目標を達成した中小企業事業主に助成されます。

福井労働局の組織と主な業務

福井労働局は3部1室で構成し、労働基準監督署（4署）、ハローワーク（6所）があります。

福井労働局所在地 〒910-8559 福井市春山1丁目1-54 福井春山合同庁舎（9階、14階）

労災補償課分室所在地 〒910-0006 福井市中央3丁目1-5 三谷中央ビル7階



労働基準監督署

- **福井労働基準監督署**
〒910-0842 福井市開発1-121-5 TEL:0776 (54) 7722 FAX:0776 (54) 6161
- **武生労働基準監督署**
〒915-0814 越前市中央1-6-4 TEL:0778 (23) 1440 FAX:0778 (23) 6254
- **敦賀労働基準監督署**
〒914-0055 敦賀市鉄輪町1-7-3 敦賀駅前合同庁舎 TEL:0770 (22) 0745 FAX:0770 (22) 1019
- **大野労働基準監督署**
〒912-0052 大野市弥生町1-31 TEL:0779 (66) 3838 FAX:0779 (66) 3817

ハローワーク

- **ハローワーク福井**
〒910-8509 福井市開発1丁目121-1 TEL:0776 (52) 8150 FAX:0776 (52) 8168
 - **ハローワーク福井マザーズコーナー**
〒910-8509 福井市開発1丁目121-1 TEL:0776 (52) 8157 FAX:0776 (52) 8167
 - **福井ヤングハローワーク**
〒918-8580 福井市西木田2-8-1 福井商工会議所ビル1階 TEL:0776 (34) 4700 FAX:0776 (32) 4520
- **ハローワーク武生**
〒915-0814 越前市中央2-8-23 TEL:0778 (22) 4078 FAX:0778 (22) 8830
※令和2年5月7日より移転
〒915-0071 越前市府中1-11-2 平和堂アル・プラザ武生4階
 - **ハローワークプラザさばえ**
〒916-0027 鯖江市桜町2-7-1 嚮陽会館1階 TEL:0778 (51) 8800 FAX:0778 (51) 8238
 - **ハローワークたけふマザーズコーナー**
〒916-0027 鯖江市桜町2-7-1 嚮陽会館1階 TEL:0778 (51) 8821 FAX:0778 (51) 8238
- **ハローワーク大野**
〒912-0087 大野市城町8-5 TEL:0779 (66) 2408 FAX:0779 (66) 3332
 - **勝山市地域職業相談室**
〒911-0811 勝山市片瀬町1-402 勝山市市民交流センター2階 TEL:0779 (88) 1286 FAX:0779 (87) 0720
- **ハローワーク三国**
〒913-0041 坂井市三国町覚善69-1 TEL:0776 (81) 3262 FAX:0776 (82) 4307
- **ハローワーク敦賀**
〒914-8609 敦賀市鉄輪町1-7-3 敦賀駅前合同庁舎 TEL:0770 (22) 4220 FAX:0770 (22) 2212
- **ハローワーク小浜**
〒917-8544 小浜市後瀬町7-10 小浜地方合同庁舎 TEL:0770 (52) 1260 FAX:0770 (52) 6814

総合労働相談コーナー

総合労働相談コーナーでは、労働者や事業主の方からのご相談を面談あるいは電話でお受けいたしております。

- **福井労働局総合労働相談コーナー** TEL 0776-22-3363
- **福井総合労働相談コーナー（福井労働基準監督署内）** TEL 0776-91-1686
- **敦賀総合労働相談コーナー（敦賀労働基準監督署内）** TEL 0770-22-0745
- **武生総合労働相談コーナー（武生労働基準監督署内）** TEL 0778-23-1440
- **大野総合労働相談コーナー（大野労働基準監督署内）** TEL 0779-66-3838

福井労働局ホームページのご案内

福井労働局では、法令・通達等の改正の情報、月ごとの雇用失業情勢や労働災害発生状況等の速報等、福井労働局で発表している最新情報をホームページに掲載しておりますので、ご活用ください。

<https://jsite.mhlw.go.jp/fukui-roudoukyoku/home.html>



福井県内の雇用失業情勢がご覧いただけます。



法令各種様式のダウンロードができます。



新着情報やイベント情報をいち早くご案内いたします。



厚生労働省人事労務マガジン <https://merumaga.mhlw.go.jp/> の登録もお願いいたします!

厚生労働省から、雇用情勢や法律改正、労務管理全般など企業の皆様のお役に立てる最新情報をメール配信します。(登録・配信無料) 上記の福井労働局ホームページ、厚生労働省ホームページからも登録できます。